

2025 年 7 月 10 日

各 位

会 社 名 三 井 住 友 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柴 田 敏 雄
(コード番号 1821 東証プライム市場)
問 合 せ 先 企 画 部 長 田 中 徳 明
(TEL. 03-4582-3000)

(開示事項の経過) インフロニア・ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付け開始に向けた進捗状況のお知らせ

当社は、2025 年 5 月 14 日付「インフロニア・ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」において、インフロニア・ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、公開買付者は、フィリピンにおける競争法に基づき必要な手続が全て完了し、又は公開買付け期間の末日までに完了することが合理的に見込まれること等の前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合には、本公開買付けを速やかに実施することを予定しており、2025 年 5 月 14 日時点では 2025 年 7 月上旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指している旨を公表しておりました。

公開買付者は、本公開買付けの開始に向けて、フィリピンにおける競争法に基づく必要な手続及び対応を進めており、2025 年 5 月 19 日（現地時間）付でフィリピン競争委員会に対して本公開買付けによる当社株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）についての事前届出を提出し、同日付で当該事前届出が受理されており、2025 年 6 月 30 日（現地時間）届出費用の支払いを完了したものの、本日現在、フィリピン競争委員会による本株式取得を承認する旨の文書の取得が完了していないとのことです。公開買付者は、現時点において、フィリピン競争委員会から審査期間の短縮について前向きに検討する旨の回答を書面で受領しているとのことであり、また、フィリピンの法律事務所から、フィリピン競争委員会が審査期間の延長通知を発しない限り、2025 年 8 月上旬までに手続を完了する見込みがあるとの意見を取得しているとのことです。公開買付者は、フィリピンの競争法に基づき必要な手続が全て完了した場合、又は、当該時点において取得する、公開買付け期間の末日までにフィリピンの競争法に基づき必要な手続が全て完了する見込みである旨の日本及びフィリピンの法律事務所の意見並びに当該時点までにフィリピン競争委員会から受領する本株式取得についてフィリピン競争法上の審査期間を延長しない旨の連絡書面等に基づき公開買付け期間の末日までにフィリピンの競争法に基づき必要な手続が全て完了することが合理的に見込まれることが確認できた場合には、本公開買付けを開始する予定とのことであり、現時点において、2025 年 8 月上旬頃までに、本公開買付けを開始することを見込んでいるとのことです。

なお、公開買付者は、フィリピンにおける競争法に基づく手続に関する前提条件以外の本公開買付けに係る前提条件については、いずれも当社若しくは当社の特別委員会における意思決定又は当社において当然に認識可能な事項に関する内容であることから、当社の認識について本公開買付けの開始までに報告を受け、前提条件の充足の有無を確認する予定とのことです。公開買付者は、上記のとおり、フィリピンの競争法に基づき必要な手続が全て完了し、又は、公開買付け期間の末日までにフィリピンの競争法に基づき必要な手続が全て完了することが合理的に見込まれることが確認できることが想定される 2025 年 8 月上旬頃までに本公開買付けを開始することを見込んでいるとのことです。仮に、それまでに充足の有無を確認することができない前提条

件又は充足されない前提条件が確認された場合には、その内容を踏まえて、前提条件の放棄の是非及び本公開買付け開始の時期等について検討するとのことです。また、本公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合は、速やかにお知らせするとのことです。

公開買付者より、本公開買付けの開始見込み時期に変更が生じる旨の連絡を受領した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

【勧誘規制】

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、株式売却の申込みを勧誘する目的で作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、この本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）第 13 条 (e) 又は第 14 条 (d) 及びこれらの条項に基づく規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国企業の財務諸表と必ずしも同等の内容ではありません。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- ・ 公開買付者及び当社のファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関連者（affiliate）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5 (b) の要件に従い、当社株式を自己又は顧客の計算で、本日から公開買付期間の末日までの期間に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。
- ・ 公開買付者及びその関連者は、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5 (b) の要件に従い、本日から公開買付期間の末日までの期間に当社株式を本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。
- ・ 会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の当社株式を買い取ることがあります。
- ・ 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部

又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- ・ 本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、当社又はそれらの関連者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者又は当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社及びそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

- ・ 一部の国や地域では、本プレスリリースの発表、発行、配布に制限が課される場合があります。そのような場合は、当該制限に留意し、遵守をお願いいたします。本公開買付けの実施が違法である国又は地域においては、本プレスリリースを受領した後であっても、当該受領は、本公開買付けに係る株式の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではなく、有益な目的のためにのみ資料を配布したものとみなされます。